

# 青森県報

第 五 百 十 六 号

令 和 四 年  
九 月 二 十 八 日  
( 水 曜 日 )

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地並びに居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の名称及び所在地並びに居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………(同) ……四
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……四
- 廃川敷地等の公示……………(河川砂防課) ……四
- 県営土地改良事業計画の変更の決定……………(農村整備課) ……五

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(警察本部) ……五

### 選挙管理委員会

- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……六
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……六
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……七
- 政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………(同) ……八
- 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……八

○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数(同) ……八

## 告 示

### 青森県告示第五百十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分		居宅介護事業者		居宅介護事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地			

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
アサン株式会社 ケ	アサン株式会社 ケ	アサン株式会社 ケ	アサン株式会社 ケ	アサン株式会社 ケ	アサン株式会社 ケ	アサン株式会社 ケ	アサン株式会社 ケ	アサン株式会社 ケ	アサン株式会社 ケ
青森市緑一丁目二三の	青森市浜田二丁目二の	青森市緑一丁目二三の	青森市浜田二丁目二の	青森市大字駒込字桐ノ沢一九の四	青森市緑一丁目二三の	青森市緑一丁目二三の	青森市浜田二丁目二の	青森市浜田二丁目二の	青森市筒井字八ッ橋一六三八二の一
居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	訪問介護	居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導
三戸薬局	三戸薬局	三戸薬局	三戸薬局	ヘルパー ステーション あすなる	みさわ市 民薬局	みさわ市 民薬局	三本木薬 局	三本木薬 局	三本木薬 局
三戸郡三戸 町大字川守 の六	三戸郡三戸 町大字川守 の六	三戸郡三戸 町大字川守 の六	三戸郡三戸 町大字川守 の六	むつ市大畑 一丁目三 〇新町一三	三沢市大字 三沢字堀口 一六四の五	三沢市大字 三沢字堀口 一六四の五	十和田市西 十二番町一 七の三	十和田市西 十二番町一 七の三	十和田市西 十二番町一 七の三
〃	〃	〃	〃	四・四・一	〃	〃	令和 四・七・一	〃	令和 四・七・一

青森県告示第五百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年九月二十八日

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
アサン株式会社 ケ	アサン株式会社 ケ	アサン株式会社 ケ	アサン株式会社 ケ	アサン株式会社 ケ	アサン株式会社 ケ	名称	介護予防事業者
青森市緑一丁目二三の	青森市浜田二丁目二の	青森市緑一丁目二三の	青森市浜田二丁目二の	青森市緑一丁目二三の	青森市浜田二丁目二の	主たる事務 所の所在地	介護予防 事業の種類
居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	名称	介護予防 事業所
三戸薬局	三戸薬局	三戸薬局	三戸薬局	みさわ市 民薬局	みさわ市 民薬局	所在地	変更 年月日
〃	〃	〃	〃	三沢市大字 三沢字堀口 一六四の五	三沢市大字 三沢字堀口 一六四の五	〃	令和 四・七・一

青森県知事 三村 申 吾

青森県告示第五百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年九月二十八日

青森県知事 三村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	居 宅 介 護 支 援 事 業 者
ねあ おい 森 つと	一 般 社 団 法 人 権 利 擁 護	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所
弘前市大字末 三丁目四の三	弘前市大字鉄砲町二の二 グロリア初穂三二〇号	名 称	居宅介護支援事業所
	居宅介護支援事業所あり	所 在 地	居宅介護支援事業所
	令和 三・六・一	所 在 地	変 更 年 月 日
		弘前市大字末 二丁目四の三	
		弘前市大字鉄砲町二の二 グロリア初穂三二〇号	

青森県告示第五百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所 在 地	廃止年月日
有 限 会 社 ハ ー ベ ス ト	弘前市大字川先 四丁目三の三一	ハ ー ベ ス ト 居 宅 支 援 事 業 所	弘前市大字川先 四丁目三の三一	令 和 四 ・ 五 ・ 三 一

青森県告示第五百二十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二

の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
						名 称	居 宅 介 護 事 業 者
ア サ ン ・ ケ	有 限 会 社 ア サ ン ・ ケ	ア サ ン ・ ケ	有 限 会 社 ア サ ン ・ ケ	ア サ ン ・ ケ	株 式 会 社 あ う ら	名 称	居 宅 介 護 事 業 者
一 三 丁 目 二 三 の 一	二 一 丁 目 二 の 一	一 三 丁 目 二 三 の 一	二 一 丁 目 二 の 一	青 森 市 緑 一 一 三	青 森 市 大 字 沢 駒 込 字 桐 ノ 四	所 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	居 宅 介 護 事 業 の 種 類
	居 宅 療 養 指 導 三 戸 薬 局		居 宅 療 養 指 導 サ ン ケ ア お い ら せ 薬 局		訪 問 介 護 ス ル バ ー シ ョ ン あ す な ろ	名 称	居 宅 介 護 事 業 所
	三 戸 郡 三 戸 町 大 字 川 守 の 六		上 北 郡 お い ら せ 町 上 前 の 七		〇 町 新 町 一 三	所 在 地	変 更 年 月 日
	〇 の 六		四 ・ 七 ・ 一		令 和 四 ・ 四 ・ 一		

青森県告示第五百二十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二

の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
				名称	主たる事務所の所在地
アサン株式会社	アサン株式会社	アサン株式会社	アサン株式会社	名	介護予防事業者
青森市緑一丁目二三の	青森市浜田二丁目二の	青森市緑一丁目二三の	青森市浜田二丁目二の	所	主たる事務所の所在地
介護予防施設管理指導		介護予防施設管理指導		類	介護予防事業の種類
三戸薬局		サンケアおいらせ薬局		名	介護予防事業所
三戸郡三戸町大字川守		上北郡おいらせ町上前田二一の七		所	所在地
〇田字沖中一の六		〇田字沖中一の六		変	年月日
〃		〃		更	年月日

青森県告示第五百二十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	主たる事務所の所在地
あおい森	一般社団法人権利擁護	名	居宅介護支援事業者
ねつと	あおい森	所	主たる事務所の所在地
弘前市大字末三丁目四の三	弘前市大字鉄砲町の二丁目二の二	名	居宅介護支援事業所
弘前市大字末三丁目四の三	弘前市大字鉄砲町の二丁目二の二	所	主たる事務所の所在地
居宅介護支援事業所あおいもり		変	年月日
〃		更	年月日

青森県告示第五百二十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和四年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
一般社団法人あんしん	平川市猿賀南田八〇の二四	短期入所	あんしんの家本町	平川市本町南柳田四〇の八	令和四・〇・一

青森県告示第五百二十四号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 河川の名称
- 二 二級河川堤川水系横内川
- 三 廃川敷地等が生じた年月日  
令和四年九月二十八日
- 四 廃川敷地等の位置  
青森市大字四ツ石字下川原二五の二地先  
廃川敷地等の種類及び数量  
原野 八・一四平方メートル

公 告

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、下田子地区の県営土地改良事業（通作条件整備事業（過疎基幹））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

令和四年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年九月二十九日から同年十月二十七日まで

三 縦覧の場所

田子町役場

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年九月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量  
航空隊ほか十二施設で使用する電気の供給  
契約電力 千三十キロワット
- 二 予定使用電力量 三百三十一万六千五百キロワット時  
契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県警察本部会計課  
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
令和四年八月二十五日
- 五 落札者の名称及び住所  
東北電力株式会社 青森支店  
青森市港町二丁目一二の一  
一九
- 六 落札金額  
八千七百三万六千五百五十三円
- 七 落札者を決定した手続

十二か月の総額における予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和四年七月十三日

### 選挙管理委員会

#### 青森県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和四年九月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党以外の政治団体  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
おぐまひと美後援会	古村 一雄	田中 道靖	青森市花園一丁目七の一四	令和四・五・二
参政党青森支部	西脇 なつき	上野 周	黒石市大字高賀野字高田一〇	四・六・三
いがらしせいゆう後援会	三浦 喜代誠	五十嵐 秋美	弘前市大字八幡字北原二二の七	四・六・三
木村龍悦後援会	木村 龍悦	小野 康高	南津軽郡藤崎町大字矢沢字福本一の	四・七・二六
太田まさゆき後援会	畑山 親弘	米沼 一夫	十和田市元町西二丁目一三の五〇	四・八・八
工藤夕介後援会	工藤 夕介	工藤 茂樹	青森市新田二丁目二五の一七	四・八・二九

金谷勝後援会	金谷 英仁	五所川原市大字高七	四・八・三
和田祐治後援会	和田 祐治	五所川原市大字漆川字浅井八の九	四・八・三〇
	和田 友里		

#### 青森県選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和四年九月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	代表者	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党青森県たばこ耕作支部 (高橋 光保)	新	高橋 光保	青森市安方二丁目五の一〇	令和四・五・二六
立憲民主党青森県第3区総支部 (田名部 匡代)	旧	壬生 博久	弘前市大字萱町三九の一	四・五・三〇
自由民主党野辺地町支部 (岡山 義廣)		熊林 正美	上北郡野辺地町字助佐小路四の一七	四・六・一
自由民主党青森県参議院選挙区第一支部 (齊藤 直飛人)		高橋 光保	上北郡野辺地町字浜掛六一の八	四・六・一
		熊谷 晴雄		四・六・一
		山口 浩司		四・六・一
		長谷川 卓央		四・八・二七
		成田 陽光		四・八・二七

政治団体の名称 (代表者氏名)	代表者	会計責任者	代表者	代表者	会計責任者	異動事項	年異月日動
二川原 和男	高橋 光保	熊林 正美	須藤 尚人	須藤 尚人	熊林 正美	新	令和 四・四・一
山口 龍也	壬生 博久	高橋 光保	福田 清春	山口 龍也	高橋 光保	旧	令和 四・四・一

政党以外の政治団体

代表者	主たる事務所の所在地	政治団体の区分	代表者	主たる事務所の所在地	政治団体の区分
田中 透	つがる市柏桑野二木田福山四二の二	政党の支部	神 郁夫	つがる市柏桑野二木田福山四二の二	政党の支部
木村 慎一	つがる市柏鷺坂村留三二の五	その他の政治団体の支部	柴谷 修次	つがる市柏鷺坂村留三二の五	その他の政治団体の支部

青森県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年九月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
自由民主党青森県八戸市第五支部	熊谷 雄一	令和四・五・三

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
成田裕一後援会	成田 裕一	令和四・六・三〇
山崎力心暖会	北山 一衛	四・六・三〇

代表者	代表者	代表者	代表者	代表者
吹田 昭蔵	成田 孝昭	赤坂 晃	藤本 和夫	工藤 幸子
吹田 昭蔵	成田 孝昭	赤坂 晃	藤本 和夫	工藤 幸子
吹田 昭蔵	成田 孝昭	赤坂 晃	藤本 和夫	工藤 幸子

橋本なおみ後援会

松岡 弘

四・七・二五

青森県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和四年九月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日
工藤 夕介	青森市議会議員	工藤夕介後援会	青森市新田二丁目二五の一七	令和 四・八・二九

青森県選挙管理委員会告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

令和四年九月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異 動 年 月 日
齊藤 直飛人	追風海後援会	公職の種類	参議院議員	青森県議会議員	令和 四・五・二七

青森県選挙管理委員会告示第六十三号

令和四年九月一日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第六項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和四年九月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二一、三八四人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二二三、六四九人
- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
  - 東津軽郡選挙区 六、二四七人
  - 西津軽郡選挙区 五、〇一七人
  - 南津軽郡選挙区 六、三四二人
  - 北津軽郡選挙区 七、三〇三人
  - 上北郡選挙区 二六、九三五人
  - 三戸郡選挙区 一八、五七九人
  - 青森市選挙区 七八、八八五人
  - 弘前市選挙区 四八、〇九四人
  - 八戸市選挙区 六三、三九九人
  - 黒石市選挙区 九、二五一人
  - 五所川原市選挙区 一八、三三三人
  - 十和田市選挙区 一七、〇五〇人



三沢市選挙区	一〇、六三六	人
むつ市選挙区	二〇、〇一八	人
つがる市選挙区	八、九四一	人
平川市選挙区	一一、三九四	人

---

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円